

「令和7年度第1回長久手市運賃料金協議会」に関する意見募集の実施結果について

1 目的

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を広く集め、反映させることが義務化されているため意見募集するもの。(道路運送法第9条第5項概要)

2 意見募集に関する実施概要

件名	N-バスバス停等の移動等に係る運賃について
内容	コミュニティバス「N-バス」に関する内容 (1)全区間の均一運賃 (2)無料の方の対象者 (3)「福祉の家」バス停の移動等 (4)「片平東」バス停の移動
期間	令和7年8月8日(金)から令和7年8月14日(木)まで
方法	長久手市ホームページに「N-バスバス停の移動等に係る運賃に対する意見募集」を掲載
提出方法	郵送・ファックス・電子メール

3 実施結果

意見提出なし